

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	健康増進事業に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京丹後市は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人の情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

京丹後市長

## 公表日

令和4年2月18日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、健康増進法(平成14年法律第103号)第17条第1項又は第19条の2に基づいて実施する次に掲げる健康増進事業に関する事務で、対象者の選定、申込書出力、申込内容の入力、申込者台帳の作成・出力、一次結果の取り込み、精密検査結果の入力、結果の集計・統計分析を行い、保健指導・栄養指導を効率的かつ継続的に実施するにあたり、特定個人情報を取扱う。 ①歯周疾患健診 ②骨粗鬆症検診 ③肝炎ウイルス検診 ④健康増進法施行規則(平成15年4月30日厚生労働省令第86号)第4条の2第4号に定める健康診査 ⑤健康増進法施行規則第4条の2第5号に定める保健指導 ⑥がん検診(胃・肺・大腸・子宮・乳)
③システムの名称	1 健康管理システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
検診管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表第1の76の項 2 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	【情報照会】 1 番号法第19条第8号 別表第2の102の2の項 2 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第50条 【情報提供】 1 番号法第19条第8号 別表第2の102の2の項 2 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康長寿福祉部 健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒627-8567 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地 京丹後市総務部総務課 電話 0772-69-0140
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒627-0012 京都府京丹後市峰山町杉谷691番地 京丹後市健康長寿福祉部健康推進課 電話 0772-69-0350

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年1月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年1月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ <input type="radio"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 5. ②所属長の役職名	課長 松本 裕子	健康推進課長	事後	
令和1年6月28日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	京丹後市 企画総務部 総務課 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地 電話:0772-69-0140	〒627-8567 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地 京丹後市総務部総務課 TEL 0772-69-0140	事後	
令和1年6月28日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	京丹後市 健康長寿福祉部 健康推進課 京都府京丹後市峰山町杉谷691番地 電話:0772-69-0350	〒627-0012 京都府京丹後市峰山町杉谷691番地 京丹後市健康長寿福祉部健康推進課 TEL 0772-69-0350	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策		新様式の追加による	事後	
令和4年2月18日	評価書名	健康増進法に基づくがん検診に関する事務 基礎項目評価書	健康増進事業に関する事務 基礎項目評価書	事前	健康増進事業に関する事務は、健康増進法に基づくがん検診に関する事務を包含するものであり、情報提供ネットワークシステムによる情報連携の接続開始前に変更するもの
令和4年2月18日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	京丹後市は、健康増進法に基づくがん検診に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人の情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	京丹後市は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人の情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	同上
令和4年2月18日	特記事項	がん検診に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関して契約に含めることで万全を期している。	—	事前	同上
令和4年2月18日	I 1. ①事務の名称	健康増進法に基づくがん検診に関する事務	健康増進事業に関する事務	事前	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月18日	I 1. ②事務の概要	健康増進法(平成14年法律第103号)及び行政 手続における特定の個人を識別するための番 号の利用等に関する法律(平成25年法律第27 号)の規定に従い、特定個人情報を用いた事務 で取扱う。  ①検診対象者の選定 ②対象者の申込書出力 ③検診申込み入力 ④検診申込み者台帳の作成・出力 ⑤検診結果の取り込み ⑥二次検診結果の取り込み ⑦検診結果の集計・統計分析	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、 健康増進法(平成14年法律第103号)第17条第1 項又は第19条の2に基づいて実施する次に掲げ る健康増進事業に関する事務で、対象者の選 定、申込書出力、申込内容の入力、申込者台帳 の作成・出力、一次結果の取り込み、精密検査 結果の入力、結果の集計・統計分析を行い、保 健指導・栄養指導を効率的かつ継続的に実施 するにあたり、特定個人情報を取扱う。  ①歯周疾患健診 ②骨粗鬆症健診 ③肝炎ウイルス健診 ④健康増進法施行規則(平成15年4月30日厚生 労働省令第86号)第4条の2第4号に定める健康 診査 ⑤健康増進法施行規則第4条の2第5号に定め る保健指導 ⑥がん健診(胃・肺・大腸・子宮・乳)	事前	同上
令和4年2月18日	I 1. ③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム	1 健康管理システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバ	事前	情報提供ネットワークシステム による情報連携の接続開始前 に変更するもの
令和4年2月18日	I 4. ①情報提供ネットワー クシステムによる情報連携	実施しない	実施する	事前	同上
令和4年2月18日	I 4. ②法令上の根拠	—	【情報照会】 1 番号法第19条第8号 別表第2の102の2の項 2 番号法別表第2の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣 府・総務省令第7号)第50条 【情報提供】 1 番号法第19条第8号 別表第2の102の2の項 2 番号法別表第2の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣 府・総務省令第7号)第50条	事前	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月18日	Ⅱ 1. いつの時点の計数か	令和1年5月31日時点	令和4年1月31日時点	事前	同上
令和4年2月18日	Ⅱ 2. いつの時点の計数か	令和1年5月31日時点	令和4年1月31日時点	事前	同上
令和4年2月18日	Ⅳ6. 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	同上
令和4年2月18日	Ⅳ6. 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	同上